

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： それでは、第1号議案、知事の専決処分に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： それでは、第1号議案について御説明申し上げます。

知事が地方自治法第180条の規定により専決処分しようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案申し上げます。

今回の専決処分は、損害賠償の額を定めるものが2件でございます。

資料の1ページを御覧ください。一つ目の案件は、平成29年11月24日に広島市安佐北区可部の西部教育事務所芸北支所駐車場内におきまして、公用車を後退で駐車する際、運転操作を誤り、公用車の一部を、相手方が所有する庁舎ビル壁面に接触させ、タイルを損傷させたものでございます。

この建造物損傷事故に係る損害額は、庁舎ビル壁面タイルの修理に要する費用37万8,000円でございます。相手方に過失がないことから、全額を損害賠償額として決定し、相手方と示談交渉を行うものでございます。

なお、事故の発生は、平成29年11月24日で、去年なのですけれども、この庁舎のタイルが非常に特殊なものでございまして、入手が非常に困難であり、工事に取りかかったのが今年の6月ということで、この時期の処理になっているということでございます。

続いて、資料の3ページを御覧ください。二つ目の案件でございますけれども、平成30年6月17日に、県立三次高等学校野球場において、三次高等学校野球部と他校との練習試合中に、生徒の打ったファウルボールが、1塁側防球ネットを越えて野球場下の校地に駐車中の車両に当たり、ボンネット及びルーフの一部を損傷させたものでございます。

この車両損傷事故に係る損害額は、車両の修理に要する費用23万7,191円でございます。相手方に過失がないことから、全額を損害賠償額として決定し、相手方と示談交渉を行うものでございます。説明は以上でございます。

教育委員会の関係課が確認し、内容等に問題がないことから、同意することが適切であると考えております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 内容についての異論はないのですが、今回は、野球のボールがフェンスを越えて車に当たったということですが、もし人に当たったりすると、とんでもないことになると思うのですが、その辺りの対策については、いかがでしょうか。

大内総務課長： 今回は車に当たったのですけれども、そこに駐車することが常態化しておりましたので、今回の事故を受けまして、今後駐車させないという措置をとることとしております。人につきましても、野球の練習中であるという周知の方法について考えていかないと、人に当たってけがをさせるということがあってはならないですから、その辺の対策についても、有効な方法を検討してまいりたいと考えております。

菅田委員： 車を停めないようにするというのは、学校とか県の敷地だったということなのですか。

大内総務課長： そうでございます。

菅田委員： この車は、試合を見に来た学校の卒業生とかのものですか。

大内総務課長： 野球部の保護者のものです。

細川委員： 場所的にも大体分かるのですが、あそこにファウルが飛ぶことは、めったにない気がするのですよね。結構山を登らないといけないので、恐らく近いところに停められたかたのではないかなという気もするのですが、どちらかと言うと、野球部、それから野球部保護者会が率先して停めないようにした方が良かったのだと思います。今後は気を付けていただきたいと思ひますし、気を付けさせたいと思ひます。

お聞きしたいのは、1件目のほうで、庁舎外壁に接触させたということなのですが、何か特別な事情がございましたか。

大内総務課長： 庁舎の前面が公用車の駐車場になっておりまして、そこへ駐車しようとして移動してきたときに、停まり切れずに壁に当たったということで、特段特殊な事情はございません。単純な運転ミスでございます。

細川委員： 教職員の方でも運転の上手な方もいらっしゃるけれど、ちょっと心配な方もいらっしゃると思うのですが、停めるスペースがそこしか空いていなくて、そこへ行かざるを得なかった

のか、それとも、そうではなかったのか。やはり私たちも、再発防止ということを考えたら、なるべく車のいないスペースに止めようとか、ちょっと広目に空いているところへ入れようとか、何らかの対策は自分なりに考えてやるのですが、再発防止という点では、県の方では何かお考えになられるのでしょうか。

大内総務課長： まず、芸北支所の駐車場なのですけれど、庁舎に接する形で、ここが壁なのですけれど、この狭いところへ軽自動車をバックで駐車しようとして、横の壁をこすった形になっています。たまたま今回運転した者の運転ミスで、白線の中にきちんと停めるということができなかったところす。公用車の運転については、関係法規の遵守でございすとか、気の緩みなどないよというこす、常時注意喚起はやっていすのですけれど、改めて7月5日に、各所属に対して、そういった法規遵守、交通事故の発生についての注意喚起を行っったところす。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございせんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は原案どおり可決されました。